

福生市指名競争入札参加者指名基準

(趣旨)

第1条 この基準は、指名競争入札における契約の公正かつ有利な締結及び履行を図るため、福生市（以下「市」という。）が発注する建設工事等の請負契約及び物品の買入れ等の契約に係る指名競争入札に参加させようとする者（以下「指名業者」という。）の指名に関し、福生市契約事務規則（平成18年規則16号。以下「規則」という。）第35条の規定により、必要な事項を定めるものとする。

(指名方法)

第2条 指名業者は、規則第34条の規定に基づく資格者の名簿に記載された者又は資格審査システムに資格者に係る情報を登録された者について、次に掲げる事項を調査し、適格性を判定した上で指名するものとする。

- (1) 経営及び信用の状況
- (2) 市における指名実績及び受注の状況
- (3) 他の官公庁における契約実績
- (4) 市における過去の工事の施工成績
- (5) 不誠実な行為の有無
- (6) 発注工事の内容に適した専門性及び技術的適性
- (7) 申請業種
- (8) 市との地理的条件

2 予定価格が300万円を超える案件の指名については、規則第37条において準用する規則第17条の規定に基づき、福生市競争入札参加業者等審査会の議を経るものとする。

(優先指名)

第3条 次の各号のいずれかに該当する者については、他の者に優先して指名

することができる。

- (1) 常時契約を締結する事業所として福生市内に本店を有し、かつ、資格者の名簿又は資格審査システムへの登録を当該事業所でしている者
- (2) 常時契約を締結する事業所として福生市内に支店又は営業所を有し、かつ、資格者の名簿又は資格審査システムへの代理人登録を当該事業所でしている者
- (3) 市における同一と認められる契約に係る前回の契約業者（前回契約の履行状況が良好でない者を除く。）
- (4) 市における過去の工事の施工成績が優秀な者
- (5) 発注工事が既発注工事又は他の官公庁工事と関連する場合は、当該既発注工事又は他の官公庁工事を施工している者

(指名業者数)

第4条 指名業者の数は、規則第36条第2項のとおりとする。ただし、特殊な技術を要する、その他の契約の性質又は目的により指名業者の数がこれに満たない場合は、この限りでない。

(指名の制限)

第5条 次の各号のいずれかに該当する者については、指名することができない。

- (1) 福生市競争入札参加資格者に係る指名停止措置要領（平成19年4月1日決定）に基づく指名停止期間中である者
- (2) 福生市契約における暴力団等排除措置要綱（平成23年要綱第35号）に規定する停止措置を受けている者
- (3) 既発注契約に関し、履行が遅延している、又は遅延が予測される者
- (4) 前各号に掲げる者のほか、指名することが不適切と認められる者

附 則

この基準は、平成27年4月1日から施行する。